

令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画に関する
パブリックコメントの意見及び対応等

食と暮らしの安全推進課

番号	意見等	対応等
第 2 実施体制		
1	第 2 実施体制について 仙台を除く 5 保健所 4 支所で宮城県内の監視指導を実施しています。監視強化をするために配置や人員が十分であるのか、効率よい体制であるのか、各保健所・支所間の情報や技術の交流を消費者にも分かる形にしてください。特に食品事故の場合、広域に及ぶことも特定地域に限られることもあり、また、最新の知見などについても得ることが多いかと思われます。どこにおいても同様のノウハウを得られる体制であることを望みます。 また、実際に食品衛生に関わる環境生活部と他部所の連携が密であることを望みます。食品は、生産段階から一連の流れを経て消費者に届くものなので、問題点を共有することで、原因究明と解決を急ぐことができると考えます。 職員はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、「第 4 監視指導」において、具体的な監視について、「第 4—6 食中毒等の健康被害発生時の対応」において、食品事故時の対応について、「第 7—1 職員の資質の向上」において、人材の育成について盛り込んでおります。計画に基づく事業実施のため食品衛生監視員を適正に配置し、今後も保健所・支所間や関係部局と連携し、引き続き監視指導を徹底してまいります。
第 3 重点取組		
2	①食品表示基準：新しい知見が出たり問題が起こったりする都度に改正が行われています。事業者や市場が適正な表示を行っているのか、変更を理解しているのかの啓発指導の強化をお願いします。特にアレルギー物質の表示については、法の整備との関係もありますが、表示方法の具体化を含めて検討ください。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、「第 3 - 1 - (2) 食品の適正表示の推進」に盛り込んでおり、引き続きアレルギー表示の徹底について重点的な指導を行ってまいります。

3	②食中毒への喚起：近年の猛暑や平均気温の上昇、食品の流通量の増加や広域化により、食中毒事故が発生するリスクが増えているものと考えます。事業者に向けての注意喚起や監視の他、消費者への啓発も方法を考えてお知らせ願います。 食品ロス削減との関連で事業者・消費者の意識の変化から、余剰食品の持ち帰りが認められるまたは増加していく可能性があります。その後に起こりうる食品事故(主に食中毒)を防止する観点から、持ち帰り食品の取り扱いの注意点についての事業者からのアドバイスや家庭で異変があったときの対応等の周知をお願いします 他同様意見 1 件	ご意見につきまして「第3－2 食中毒の防止」に盛り込んでおり、引き続き、食中毒事故を防ぐための事業者への監視及び消費者への啓発に取り組んでまいります。 ご意見を踏まえ、以下のとおり本文を修正しました。 7 ページ 第4 監視指導 2 食品等事業者に対する監視指導 また、監視時に事業者の HACCP に沿った衛生管理の対応状況を確認し、必要な指導及び助言を行うとともに、食品取扱者の体調管理や手洗い等一般衛生管理*の徹底を促す。飲食店営業者等に対し、テイクアウトやデリバリー等の多様な提供形態における危害防止のために、放冷や温度管理の徹底等について指導を行い、食中毒の発生防止を図る。<u>また、食品ロス削減のための持ち帰りについての留意事項等について、令和6年12月に、消費者庁、厚生労働省が示した、事業者、消費者や双方に対する「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の内容の周知に努める。</u>
第4 監視指導に関すること		
4	①HACCP に沿った衛生管理：施策の柱である HACCP の推進について、新たに対象となった施設への監視指導、中小事業者への導入と定着、導入後の課題など講習会等の実施が適切に実施できるよう、必要な体制確保をお願いします。法改正から経過した今、ウェブ利用に課題があると思われる高齢事業者や極小規模事業に重点を置き、HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理方法の基本的な部分から相談や助言を行うなど、丁寧な対応をお願いします。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、「第3－4 HACCP に沿った衛生管理の推進」、「第5 食品等事業者に対する衛生管理の指導等」に盛り込んでおり、引き続き、事業者の適切な HACCP 実践の定着に向けて取り組んでまいります。

5	②デリバリー、キッチンカーなど：コロナ禍を経て、食品の提供方法が多様化し、デリバリー・テイクアウト食品や各種イベントでの飲食の提供や販売が当たり前になっています。実際に屋外での食材の保存、テイクアウト中の保管などが問題になる場合もあります。事業者には監視指導を行っていることと思いますが、作業手順などの管理が甘くなっているところもあると感じます。個人販売者や地域団体も含めて、誰に対して指導を行うのかを明確にしていきたいと思います。また、無人販売や自動販売機などの非対面の食品販売も増え、賞味期限及び消費期限などの表示の適性、安全性を保つ保管状況などの監視強化をお願いします。同様に、消費者へ購入から飲食までの保管や管理方法の注意喚起をお願いします。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、「第 2－1（2）食品の適正表示の推進」、「第 4－2 食品等事業者に対する監視指導」、「第 6－4 消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」に盛り込んでおり、購入から喫食までの食品の適切な取り扱いについての啓発に取り組んでまいります。 ご意見を踏まえ、以下のとおり本文を修正しました。 7 ページ 第 4 監視指導 2 食品等事業者に対する監視指導 飲食店営業者等に対し、テイクアウトやデリバリー等の多様な営業形態や、提供方法に応じた危害防止のために、放冷や温度管理の徹底等について指導を行い、食中毒の発生防止を図る。
6	③トレーサビリティ：物価の高騰もあり、新鮮さや安さを求めて農水産物直販所の利用が伸びています。直販所では生産者が直接納品するケースが多く、農水産物の安全性は、販売者や生産者に任されています。一方で、消費者はその農水産物の安全性の確認のために、由来(生産履歴)や産地などを含めた表示に関心があります。トレーサビリティ表示の普及について検討ください。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、生産段階の関係法令に基づき、引き続き、関係部局と連携し、適切な食品の管理について指導してまいります。
7	④いわゆる「健康食品」：計画にあるように他の部局との情報共有や取扱業者・医療機関からの情報収集とともに、製造施設の衛生管理の実態を確認してください。複数の法律や部局に関わる課題もあるため、庁内連携による監視や対応を進めて健康被害をなくす努力をお願いします。機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」については、メディアから流れる(誇大)広告により誤った認識が消費者に浸透している可能性もあります。適切な情報の発信をお願いします。また、いわゆる「健康食品」も含め、食品表示や異変に気付いた場合の連絡窓口等の周知を強めてください。 他同様意見 1 件	ご意見につきましては、事業者に対しては、「第 4－2 食品等事業者に対する監視指導」に盛り込んでいるところで、適切な指導に取り組んでまいります。また、消費者に対しては、「第 4－6－（3）健康食品における対応」、「第 6－4－（2）食品等の安全性に関する情報」に盛り込んでおり、引き続き、幅広い情報の発信に努めてまいります。

第6 県民との意見交換及び情報提供に関すること

8	①リスクコミュニケーション：リスクコミュニケーションは、異なる立場の人が相互理解するためには大変有効な手段であると理解し、この手法が定着することが重要と思います。 食生活が多様化する中、食品の安全性に対する考えは非常に複雑で、立場の違いで大きく異なってくると思います。リスクコミュニケーションの場としては、幅広く参加対象を考え、意見交換会の場を複数設けることが重要と思われます。消費者としては、行政や事業者の考えを聞き、意見を述べることで食品の安全性確保に直結するものと考えます。リスクコミュニケーションの価値は、その中心が消費者だということを計画にも盛り込んでほしいと思います。リスクコミュニケーションの手法を参加者全員で高めていく必要があります。食の安全を構築していくことは、消費者にとって暮らしの基礎となる重要な課題です。リスクコミュニケーションが停滞することが無いように、取組みについての検証を十分に行い、県民にわかりやすい継続実施を願います。 他同様意見 1 件	ご意見を踏まえ以下のとおり本文を修正しました。 16 ページ 第6 県民との意見交換及び情報提供 3 意見・情報交換 食の安全安心の確保に向けて、消費者、生産者・事業者及び行政の協働による県民総参加運動を展開する。特に消費者の意見聴取や理解促進のため、「食の安全安心消費者モニター」をはじめ県民に対し幅広くアンケート調査や情報提供を実施する他、「食の安全安心セミナー」や「食品工場見学会及び生産者との交流会」、「地方懇談会」の開催を通じて関係者間の相互理解を深め、リスクコミュニケーションの更なる充実を図る。
---	---	---